

## 中小・ベンチャー企業の知的財産を巡る諸問題

2005年3月1日  
知的財産戦略推進事務局

## 1. 創造分野

## (1) 産学連携における問題・障害の解決

## 大学知財本部とTLOとの関係の明確化や対応窓口の問題

## (意見例)

- ・ 大学知的財産本部とTLOとの統合を進めるなど、わかりやすいものにして欲しい。
- ・ 手続や費用等がわかるよう大学の窓口サービスを充実して欲しい。
- ・ 大学との共同研究の際の窓口を整備して欲しい。
- ・ 大学は、研究成果や人材、施設に関する情報を集約して提供して欲しい。
- ・ TLOの評価ランキングがあると利用しやすい。
- ・ 大学との手続やその費用等がわかるよう、大学の共同研究や委託研究等の窓口サービスを充実して欲しい。

## 大学やTLOの契約内容や契約実務における硬直性の問題

## (意見例)

- ・ 大学は一様に、着手金(技術情報開示料)、ランニングロイヤルティー、不実施補償等、雛形契約ベースの硬直的な研究契約を締結するよう求めるが、海外の大学のように弾力的な契約にしないと国内での共同研究等は進まない。
- ・ 大学知的財産本部やTLOの硬直的な運用が、大学研究者と企業研究者との自由な交流や大学と企業の共同研究を阻害している。
- ・ TLOが大学と民間との交流の妨げになっている。
  - 知財利用契約時に高額の契約金を要求する
  - 大学先生との自由な交流を妨げる
  - 特許申請を先生にやらせる
- ・ TLOの厳格な運用が大学と企業との共同研究を阻害している。
- ・ 大学の契約は雛型に頼りすぎで柔軟性を欠いている。
- ・ 独立行政法人化してから、着手金が多額になったり、特許権利化前でもロイヤリティを取られたりしている。契約があまりにも雛型どおりにすぎる。

#### 大学やT L Oの契約実務を行う事務体制の問題

(意見例)

- ・ 大学など公的研究機関とのライセンス契約がスムーズに行かない。
- ・ 大学事務職員の契約に対する対応が画一的であり、融通がきかない。
- ・ 大学事務職員の契約実務能力の向上が必要である。

#### 大学やT L Oのライセンス料、着手金等の問題

(意見例)

- ・ 大学は一律に、着手金(技術情報開示料)、ランニングロイヤルティー、不実施補償等を求める。(高すぎる。弾力性がない。)
- ・ T L Oの会費は、中小企業にとっては高すぎる。しかも、それぞれのT L O毎に支払うのは金銭的・手続的に大変な負担となっている。
- ・ ライセンス料の目安を整理することなど、大学と中小・ベンチャー企業との連携ガイドラインを作成し公表して欲しい。

#### 大学やT L Oにおける技術漏洩の問題

(意見例)

- ・ 大学やT L Oの共同研究等における企業秘密管理が不安。
- ・ 職員・学生に守秘義務を徹底することが必要である。
- ・ 大学と共同研究を行うに際して、大学の先生や学生を通じて技術ノウハウが競合企業等に漏洩することに不安を感じる。

### (2) 産学連携の円滑化

#### 大学と中小・ベンチャー企業との橋渡しに関する問題

(意見例)

- ・ 基礎研究を行う大学と製造技術を担う企業との橋渡し機能(技術を翻訳して伝授する機能)の充実・支援すべきである。また、その橋渡し役の担い手として商社やコンサルタント等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 日本版「GOCO」を創設すべき。
- ・ 大学は地域企業の活性化を支援するというスタンスを明確化して進めて欲しい。
- ・ 地域と大学との連携強化が必要。
- ・ 医工連携のためのルール作りが必要。
- ・ 利益相反ルールが必要。

(注)「GOCO (Government Owned Contractor Operated)」とは、米国政府の研究機関における研究開発を、政府から委任された企業等が行う研究方式をいう。機関外部の者と研究契約やライセンス契約を結ぶ際には、政府ガイドラインの縛りを受けないこととなっており、政府研究機関と民間企業とのスムーズな橋渡しの役割として機能している。

#### 大学における特許情報へのアクセス機能強化の問題

(意見例)

- ・ 研究室で特許情報が検索できるための環境整備が必要。
- ・ 大学の研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、スーパーサイネット(学術情報ネットワーク)を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるシステムが必要。
- ・ 研究室に居ながらにして特許情報や論文情報を自由に検索できる環境を整備することは、研究を戦略的かつ円滑に進める上で必要不可欠である。
- ・ 特許情報を取得するためインターネットを通じてIPDL(特許電子図書館)にアクセスしているが、検索機能や印刷機能が低く使いにくい。

## 2. 保護分野

### (1) 特許庁の審査姿勢

新しい技術概念が認められない、権利範囲が明確でないなどという特許審査に係る問題

#### (意見例)

- ・ 特許庁はまず拒絶をするというスタンスである。これでは新しい知財は生まれない。
- ・ 特許庁は裁判所の顔色ばかり見て審査をしている。
- ・ 審査官は新しい技術を理解しようとしてくれない。
- ・ 新しい技術概念がなかなか特許にならない。
- ・ 特許庁は新しい技術概念について基本特許を広く認めるようにすることが新しい技術分野を起こす上で不可欠。
- ・ 審査の判断基準があいまいなので、審査基準を体系化し公表すべきである。
- ・ どうして拒絶されたのかよく分からない。中小企業に対してもっと親身になって指導して欲しい。
- ・ 明細書と請求項との間で権利範囲の整合性がとれておらず、他社の特許に対して対応しにくい。

特許審査の待ち時間が長すぎるという問題

#### (意見例)

- ・ 審査に時間がかかりすぎる。
- ・ 米国の特許を受けたら無審査で特許を付与するシステムにして欲しい。
- ・ 早期審査・早期審理制度の活用を促すことが必要。
- ・ 巡回審査・巡回審理をどんどん行って欲しい。
- ・ 拒絶の理由の内容が粗雑になってきているので、もっと中小企業の身になって親切、丁寧を心がけて欲しい。

特許出願明細書の記載等が難解であるという問題

#### (意見例)

- ・ 特許出願明細書が通常人ではとても理解できない日本語で書かれることになっているため、中小企業のハードルを高くしている。
- ・ 特許出願明細書、特に特許請求の範囲の記載を平易な分かり易いものとなるようにして、権利範囲を明確化すべき。
- ・ 特許出願明細書の記載における多義的な表現を排除し、自動翻訳に耐えられる記載とすべき。
- ・ 特許請求の範囲の記載は分かりやすくあるべきで、例えば、使用する用語の

共通化や記載の仕方のルール作りなどをすべき。

## (2) 利用者側に立った制度等の改善

### 出願・審査における負担に係る制度上の問題

#### (意見例)

- ・ 中小・ベンチャー企業には知的財産部があるところはほとんどなく、良い明細書を仕上げるには十分な期間を必要とする。
- ・ バイオテクノロジーなどの先端技術分野では出願日の確保が至上課題であり、十分なデータが揃うのを待たずに広いコンセプトの特許出願をせざるを得ない。このため、大学やベンチャー企業等が広くて強い権利を獲得することができるようにするため、米国の一部継続出願制度のように、期間の制限なく実施例の追加やクレームの拡張・変更が認められる制度の導入が必要である。
- ・ 中小企業にとっては、人手も金もなく、明細書を完全なものにするのに時間がかかるので、米国の一部継続出願のような制度で中小企業の手助けをして欲しい。
- ・ 先端技術分野の特許出願は国際出願されることが多く、日本国特許庁に対しても外国語出願をすることがあるが、翻訳文の提出期間が出願から2ヶ月となっているため負担が大きい。例えば国内優先期間と同じく1年とするなど、リーゾナブルな理由がある場合には翻訳文の提出期間を遅らせることができるようにして欲しい。
- ・ 追加実験やデータの拡充等が必要などリーゾナブルな理由がある場合には、拒絶理由通知に対する応答期間を延長できるようにして欲しい。
- ・ インターネットを通じて特許審査の書類等が、欧米のように無料で閲覧できるようにして欲しい。
- ・ 遺伝子技術などカラーでない効果が判断できない技術があるため、明細書に添付する図面としてカラー写真を認めて欲しい。
- ・ インターネット出願については、セキュリティ上の問題から、強い不信感・不安感を持っている。

### 特許電子図書館 (IPDL) 等の検索機能の強化の問題

#### (意見例)

- ・ 中小・ベンチャー企業が有益な特許情報等を迅速に獲得することができるようにするため、特許電子図書館 (IPDL) において、関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などを検索できる機能を開放することを要望。

- ・ I P D L は、スピードは最近早くなったとはいえ、検索機能のレベルが低く、先行技術調査にはあまり役立たない。
- ・ また、それらの機能を中小・ベンチャー企業が十分に使いこなせるよう、特許情報検索の専門家派遣・研修等の支援体制を充実させることが必要。
- ・ I P D L において、特許公報等の P D F ファイルを一括ダウンロードできるようにしてほしい。

### ( 3 ) 中小・ベンチャー企業に対する支援

< 特許取得・維持コストの軽減、減免申請手続の簡素化 >

出願料・審査請求料・特許料等の費用負担の問題、減免申請手続の問題

( 意見例 )

- ・ 全ての中小企業を特許料・審査請求料の減免対象として欲しい ( 米国スモールエンティティ制度の導入 )
- ・ 出願料・審査請求料・特許料の減免対象の要件の緩和が望まれる。
- ・ 申請手続が大変。大幅に簡素化してほしい。
- ・ 日本にも出願助成制度や減免制度があるが、その対象となる中小企業の定義が複雑でわかりにくい。米国では従業員数 5 0 0 人以下という簡単な基準があるだけであり、日本ももっと単純な方式に直してほしい。特に 1 0 年以下という期限は撤廃してほしい。
- ・ バイオベンチャーが減免を受けやすくするための方策が必要。
  - 職務発明をあらかじめ承継した会社という条件を、職務発明をあらかじめ承継した法人、またはその承継した法人から特許を受ける権利または特許権を譲受した法人とすべき。
  - 研究開発型中小企業の条件として、医薬ベンチャーにおいては資本金 1 0 0 億円以下とすべき。
- ・ 拒絶査定不服審判請求の費用を減免してほしい。
- ・ 外国語書面出願の料金を国内出願と同等に引下げて欲しい ( 26,000 16,000 円 )
- ・ リサーチツール開発申請のあったプロジェクトに対して、相手を問わず低いコストで特許を開放することを条件として、一定期間研究費用を補助するとともに、国内の特許出願・審査請求料・特許料の免除を要望。
- ・ 中小企業が特許出願する場合、国内特許出願、特許料、審査請求料について、減免を拡大するか費用の助成が必要。

( 注 ) 米国「スモールエンティティ制度」について

- ・ 減免対象： 中小企業 ( 従業員 5 0 0 人以下 )、大学等の非営利団体、個人

- ・減免内容： 出願料、登録料、権利料（特許料）等を50%割引
- ・手続： 自らが主張する書面のみ（証明書類は不要）
- ・利用実績： 約11万件（2002年）

< 海外出願に対する支援 >

海外特許出願に際しての手ほどきや相談についての問題

（意見例）

- ・ 海外特許出願に強い弁理士がわからない。
- ・ 海外に特許を出すにはどのような手続が必要なのか相談できる窓口が必要。
- ・ 中国に出願する場合、翻訳が正確にできているか不安だ。
- ・ 海外出願のための翻訳会社や海外弁理士を紹介してくれる窓口が必要。

海外特許出願のための弁理士費用や翻訳費などの費用負担の問題

（意見例）

- ・ 中小企業では、先行技術調査ができないため、無駄な出願をしている（弁理士も教えてくれない）。
- ・ 外国出願は高額であるためあきらめざるを得ない。助成制度が必要である。
- ・ 海外特許出願に必要な翻訳費用について助成して欲しい。
- ・ 特許取得に必要な弁理士に関する費用は高額であるため、その費用を助成して欲しい。

< 先行技術調査の支援 >

先行技術調査の費用負担の問題

（意見例）

- ・ 特許調査会社や弁理士等による先行技術調査は高額であり負担が大きい。
- ・ 外国出願に関する先行技術調査の支援体制を整備し、費用助成して欲しい。
- ・ 中小・ベンチャー企業を対象として、審査請求前だけでなく、特許出願前の発明についても先行技術調査を支援する制度が必要である。

< 中小企業の経営戦略に根ざした知財戦略の支援 >

優れた弁理士が見出しにくい、適切な弁理士情報を提供する機関が必要という問題

（意見例）

- ・ 弁理士に関する情報（得意分野、活動実績、中小企業支援の意志の有無、訴訟経験など）の開示が必要。

- ・ 適切な弁理士を探し出すための手だての整備・充実を図ることが必要。
  - ・ 個別事務所が大手、中小のどちらを主体にやっているか、どの技術分野に強いかについて評価できるようにしてほしい。
  - ・ 弁理士の専門分類が必要。
  - ・ 特許弁理士と商標弁理士を区分することが必要。
  - ・ 弁理士の質の向上、弁理士料の引き下げを促すため、弁理士の数をもっと増やすことが必要。
  - ・ 明細書の作成から意見書・補正書の作成まで、特許庁とのやりとりをすべて中小企業に押しつける弁理士がおり、出願代理をしている責任を果たして欲しい。
  - ・ 技術をよく理解していない弁理士の言われるままに出願をしていると、結果として審査基準からはずれ拒絶され、無駄が多く困っている。
  - ・ 中小企業のビジネスを軽視する弁理士がいる。事業内容とは異なる出願、タイミングをはずした出願、そのような出願をしておきながら高額な対価を平気で要求する者がいる。弁理士はもっとコンサルティングの業務の重要性を認識してほしい。
  - ・ 弁理士にノウハウ・技術力があれば広くて強い特許がとれる。質の低い弁理士は権利範囲を狭めて特許をとる。重要な基本技術については優秀な弁理士にお願いしたいが、情報が不足している。
- 
- ・ 弁理士・弁護士の利用について相談できる場所が必要。
  - ・ 弁理士に関する料金や活動実績・専門分野等の具体的な情報を提供する機関がない。
  - ・ 弁理士・弁護士の地方における活動拠点の増加とネットワーク化を行うことが必要。
  - ・ ライフサイエンス分野の弁護士・弁理士の全国マップがあると便利。
  - ・ 地域の中小企業等に弁護士情報を提供するため、弁護士知財ネットを整備してほしい。

<p>経営・事業戦略と知財戦略を併せ指導できる専門家が不足しているという問題</p>
--

(意見例)

- ・ 弁理士・弁護士の地域への派遣制度を充実してほしい。
- ・ 経営全体を考えた、あるいは、新規製品の事業展開を含めた知財戦略を指導できるビジネスマインドを持った弁護士・弁理士・コンサルタントが必要。
- ・ 弁理士のコンサル能力( 経営、 会計・財務、 技術、 契約実務、 ラ

イセンス先の発掘)を高めることが必要。

- ・ 弁理士は実質的に中小企業知財部のアウトソーシング機能を担って欲しい。
- ・ 仲裁センターの機能強化を図ることを要望。
- ・ 経営コンサルもできる弁理士を養成するため、企業の知財部以外の経験者が弁理士になりやすいように制度改正をすべき。

#### (4) 国内における知的財産権侵害対策の強化

##### < 大企業との関係の健全化 >

大企業が中小・ベンチャー企業の知的財産を尊重しないという問題

##### (意見例)

- ・ 企業がモラルだけで経営できないことはわかるし、大手企業が中小企業の技術の特許料を払ってまで導入することに躊躇を感じることもわかる。しかし、あえてそのようなケースに対して積極的に中小企業の知的財産を保護し、その技術を大手企業に導入することを推進することが必要。
- ・ ノウハウとして保護していた技術が取引関係の中で吸い取られ、出願されてしまったことがある。
- ・ 下請け会社の特許をないがしろにしている大企業がある。
- ・ 大企業に特許権を主張したばかりに、下請け関係を解除された。
- ・ 知的財産の扱いについての大企業の取引の適正化を求める。
- ・ 企業の取引関係が縛りになって、事実上模倣を野放しになっている。
- ・ 特許技術に対し大企業からの無効審判請求攻勢をかけられ困っている。
- ・ 中小・ベンチャー企業は、キーテクノロジーの特許を押さえたとしても、大企業に周辺の発明について出願攻勢をかけられ身動きがとれなくなることがあり、困っている。

大企業から知的財産権侵害を受けた場合の相談窓口、対応窓口がないという問題

##### (意見例)

- ・ 大企業の模倣に中小企業は泣き寝入り状態である。
- ・ 弁護士に相談すると高額であるため、まずは公的サービス機関で相談できる場所が必要である。
- ・ 大企業に訴訟で対抗するといっても資金面・人材面等で実際上不可能である。
- ・ 中小企業が大企業に特許権侵害を訴えた結果、逆に無効訴訟などを訴えられた事例をよく聞く。体力のない中小企業にとっては酷であり、泣き寝入りせざるを得ない原因の一つになっている。
- ・ 大企業と中小企業は取引関係にあり、大企業の盗用について中小企業はある

程度は目をつぶらないことには生きていくことができない。訴訟するかどうかには、難しい判断が求められる。

- ・ 悪質な特許権侵害者に対しては、泣き寝入りをせず、もっと刑事告発をしなければならない。
- ・ 中小企業の特許訴訟負担は大きいため、大企業の悪質な侵害行為を取り締まる特許白バイ制度を導入すべき。

大企業が優越的地位を乱用し、中小・ベンチャー企業の技術を模倣・盗用するという問題

(意見例)

- ・ 大企業が技術を保有する中小企業の製造能力を超えるロットを一時に大量発注し、対応できないことを理由にして、事実上その技術を取り上げるということがある。
- ・ 大手企業から量産するからといわれてある技術について契約をした上で特許やノウハウを開示したのだが、契約切れとともにその大手企業は模造品を発売した。あまりにもひどい。
- ・ 大企業は中小企業に共同研究を持ちかけては技術を吸い上げる。
- ・ 取引企業から試作品作成を持ち掛けられ、試作品を提出するとそのまま取り上げられて、他の企業に発注されたことがある。
- ・ 大企業が作る製品の中でキーパーツを作っている中小企業がやられている。キーパーツについて、大企業の子会社と共同研究開発をさせられて、コア技術を共有特許にされたあげく、周辺技術については勝手に特許出願されてしまっている。大企業は中小企業の知財を尊重するマインドが低い。
- ・ 大企業との知財契約において、特許出願、維持の経費の支払い比率によって、所有/使用の対価が決まる。個人対大企業の場合、結局資金的な理由で譲渡を余儀なくされる。
- ・ 大手企業の場合、主要特許を取得すると同時に、周辺についてあらゆる可能性につき特許出願を行い、これらを公知にしてしまう傾向がある。結局は審査請求せずに放置し、他社を妨害することのみを目的としているように思われる。特許出願をより実質的に活性化するためにも、これらの底引き網的出願に対し、なんらかの歯止め策が必要。

大企業との取引における知的財産の保護について、公正取引委員会のガイドラインが必要、3倍賠償制度や立証責任の転換などが必要という問題

(意見例)

- ・ 大企業による侵害し得な状況を改めるため、中小・ベンチャー企業の特許権を侵害した場合には、3倍賠償などが課せられるようにすべき。
- ・ 大企業の優越的地位を悪用した中小・ベンチャー企業つぶしや一方的に優位な契約締結などを回避するため、大企業と中小・ベンチャー企業との取引に関する公取委のガイドラインを作成・公表すべき。
- ・ 中小企業と大企業との訴訟では、大企業優位は明らかであるから、立証責任の転換や証拠開示制度を設けることで、中小企業の負担軽減する必要がある。
- ・ 特許権について刑事罰規定はあまり意味がないのではないかと。仮に刑事罰が適用されたとしても侵害された企業にとっては何のメリットもない。したがって、特許権については刑事罰をやめて、3倍賠償などの懲罰規定を導入すべきである。
- ・ 現在の特許侵害訴訟では、特許法上損害額の推定規定が導入されたとはいえ、認定される損害額が逸失利益に限定されており、抑止力の観点からは不十分と言わざるを得ない。損害を取り戻す観点と抑止力の観点から、3倍賠償などもっと高額を要求できる賠償制度が効果的だと思う。

< M S D S 制度と営業秘密 >

M S D S 制度により流出の恐れのある中小・ベンチャー企業の営業秘密の保護の問題

(意見例)

- ・ M S D S 制度により、試薬を構成する化学物質について開示が義務づけられているため、営業秘密として管理している情報が他の事業者知られることとなってしまい困っている。営業秘密の部分はきちんと守れるように制度を整備すべき。

(注)「M S D S 制度」について

- ・ M S D S 制度とは、化学物質管理法や労働安全衛生法等において、特定の化学物質等を含有する製品を他の事業者へ譲渡又は提供する際には、その化学物質等の性状及び取扱いに関する情報 ( M S D S ( Material Safety Data Sheet ) ) を事前に提供することを義務付ける制度をいう。

取引先の事業者からの M S D S の提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学物質についての正しい情報を入手し、化学物質等の適切な管理に役立てるこ

とが出来る。

## ( 5 ) 海外における知的財産権侵害対策の強化

### < 水際対策の強化 >

模倣品の判定や輸入差し止め決定のために技術を専門的に判定する審議  
機関・判定機関がないという問題

#### ( 意見例 )

- ・ 模倣品の判定や輸入差し止め決定のため、税関内に準司法的な機関を設置すべき。
- ・ 中小企業の体力では訴訟に訴えることは事実上不可能であるので、税関の機能を強化すべき。
- ・ 中小企業は裁判所をいつも利用できるわけではないので、税関において技術的判断ができる機関をきっちりと作るべき。技術的判断が早く、きちんとしてできることが重要。
- ・ 税関という輸入差し止めのための行政機関があるのだから、そこで模倣品の技術判定をできるようにすべき。何でも裁判所に行けというのはおかしい。

模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持を禁止・差し止めるための制度がないという問題

#### ( 意見例 )

- ・ 個人輸入という名目で模倣品・海賊版がチェックを受けることなく輸入されているので困っている。
- ・ 買う人がいるから売人がいる。買う人を捕まえないと効果がない。
- ・ 模倣品は悪であるということを明確にするためには個人所持・個人輸入に刑罰を課すべき。

### < 海外企業による侵害対策の強化 >

海外での模倣品被害対策に対する支援の必要性の問題

#### ( 意見例 )

- ・ 中小企業には海外の模倣品対策は金がかかって大変。とても手に負えない。
- ・ 海外での被害状況調査について人的・資金的な支援充実が必要。
- ・ 東京都などが行っている海外における被害実態調査の申請要件（現地で訴訟を起こすことが前提）を緩和して欲しい。

### 模倣品被害対策についての国内での相談や対策支援の強化に関する問題

#### (意見例)

- ・ 中小企業に親身になって相談に乗ってくれる窓口が必要。
- ・ 海外の販売代理店にコピー商品を作られて苦労した。販売先はすぐにわかるが製造元を突き止めることは難しい。
- ・ 電池などの模倣は安全性の面からも重大な問題である。
- ・ 海外での模倣品被害調査や当局との対応への手助けをして欲しい。
- ・ 海外での紛争コスト負担は中小企業にとって大変であり支援が必要。
- ・ 知財保険や侵害費用の貸与制度の導入をして欲しい。
- ・ 海外のA企業と契約を結んで技術供与したが、ある時期から米国内のB企業に同じ製品を作らせはじめ、当社とは契約を解除された。こういった場合、誰に相談すればよいのか分からない。
- ・ 海外の企業に特許侵害の警告状を出したがなしのつぶてだった。次のアクションとしてどのように対応したら良いのかわからない。

### 在外公館での模倣品被害対策に対する対応強化に関する問題

#### (意見例)

- ・ 相手方の政府や警察には個人や企業で行ってもとりあってくれない。政府のバックアップが必要。
- ・ 大使館は敷居が高い。問題を持ち込んでも、それは企業の問題としてとりあってくれない。
- ・ 模倣に対する政府の厳正な態度が必要である。
- ・ 中国や米国で訴訟を戦うときは、政府にバックアップして欲しい。
- ・ 中国では意匠の審査制度がないため、悪意の意匠盗用出願が多発しているので制度改正を要求すべき。
- ・ 中国における著名表示冒用の取締りの強化を要請すべき。
- ・ 米国政府のようにハイレベルの経済問題として取り上げるべき。

### 3. 活用分野

#### (1) 地域における知的財産権の取扱い

地方自治体が保有する特許等は活用しにくいという問題

##### (意見例)

- ・ 地方自治体が知財の権利者である場合は、その知財に関する技術が活用されない(県外企業にはライセンスされない。知財の譲渡ができない。)ので問題であり、地方自治体との共同研究は事実上意味をなさない。
- ・ 自治体は首長レベルの知財に関する意識改革が必要である。
- ・ 地域企業や地場産業と地方の大学・公設試との連携強化が必要。
- ・ 技術開発について公設試に助言を求めたところ、むりやり共同研究契約を結ばされ、挙げ句の果てに共同特許出願せざるを得ないはめになった。公設試による中小企業へのアドバイス制度がなかったことも問題であるが、だからといって研究開発に特段の貢献もせず特許権を半分取ってしまうのは許し難い。
- ・ 地域における技術、産学連携、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの連携を図るべき。
- ・ 中小企業向けTLOを創設して欲しい。
- ・ 地域が持つ有望なシーズに対する目利き、コーディネート(事業者への橋渡し)機能の充実が必要。

#### (2) 公共調達への拡大

地方自治体が模倣品を放置するなど知財意識が低いという問題

##### (意見例)

- ・ 地方自治体が模倣品を承知で採用している。警告状を出したが回答がなかった。
- ・ 地方自治体が特許侵害をしたため訴訟を起こし勝訴したが、何の利益もなかった。これでは特許を取る意味がない。

国・地方自治体の調達において、知的財産を用いた先進的製品が一般競争入札から外されるという問題

##### (意見例)

- ・ 特許のある効率的な技術を提案すると入札からはずされる。
- ・ 中小・ベンチャー企業の製品に関する政府調達(官公需)の要件を緩和すべき。
- ・ 政府調達(官公需)において特許製品に対して柔軟な運用をすべき。
- ・ 特許工法が排除されないような公平な競争入札の仕組みを創設すべき。

- ・ 政府調達（官公需）における発注側の安かろう、悪かろうの体質を改善し、正当に特許技術を評価できるようにすべき。
- ・ 特許や実用新案のある機械では公共工事等で契約にならない。現場は当方の機械を良いと判断しても契約事務サイドがOKしない。
- ・ 会計検査院に対する説明が十分にできないとの理由で、特許に基づく随意契約を選択しない発注者が多い。

国・地方自治体の調達において、中小・ベンチャー企業による知的財産を有効活用した製品が調達されないという問題

（意見例）

- ・ 地域中小企業の知財を有効活用した製品の優先調達制度を整備して欲しい。
- ・ 自治体は中小企業が保有する関連技術を集積した特産品等の振興を通じた地域活性化を図るべき。

### （３）知財による資金調達の拡大

知財信託の拡充、知財担保融資の円滑化、知財保険の導入等の問題

（意見例）

- ・ 信託の担い手を地方公共団体や公益法人にも拡大すべき。
- ・ 信託については、登録税の3000円がボトルネックとなる。
- ・ 信託業法に基づく免許基準を定めた「信託会社等に関する総合的な監督指針」において、信託会社の人的構成として「信託業務に3年以上携わった経験者、受託する財産の管理・処分業務に3年以上携わった経験者等」を確保することはハードルが高く、円滑な参入を促すため要件を緩和すべき。
- ・ 信託受益権の流通を円滑化する観点から、受益権購入の際に買い入れ資産として計上するのではなく損金参入を認めるべき。
- ・ 損害賠償額とまでは言わないが、せめても弁護士費用など訴訟に必要な最低限の費用について保障してもらえるような保険が欲しい。
- ・ 欧米では一部の保険会社で知財保険を取り扱っており、我が国でも導入して欲しい。
- ・ ソフトの圧縮・解凍技術の基本特許を押さえている外国企業が侵害警告を行う等のリスクが高まっており、ロイヤルティ共済や侵害警告リスクをヘッジする保険商品が必要である。
- ・ 以前、海外の弁護士費用などに適用される「知財保険」に加入し大変有用であったが、2000年あたりから保険会社は事実上引き受けなくなった。中小企業にとっては、こういう保障制度をきちんと機能することが効果的な支

援になる。

- ・ 政府系中小企業金融機関が率先して、事業の将来性や経営者の資質、あるいは、知的財産を担保にした融資・保証制度を拡充することが必要。
- ・ 中小ベンチャー企業はベンチャーキャピタルの乗っ取りを恐れている。
- ・ 金融機関の知財意識は低すぎるため、高揚を図るべき。
- ・ 知財担保融資制度を充実（銀行はリスクをとらずに逃げている）をすべき。
- ・ 知財は時間とともに陳腐化するため、知財を担保に融資するスキームには無理があるのではないか。
- ・ 金融機関のプロジェクトファイナンスの促進をすべき。
- ・ 国家褒章を受けたプロジェクトへの優先融資制度を創設すべき。
  
- ・ 特許の価値評価手法を確立すべき。
- ・ 金融庁は知財の価値評価を行う機関を創設すべき。
- ・ 知財価値評価機関を創設すべき。
- ・ 技術の目利きができるようにすべき。
- ・ 有価証券報告書に知財を入れることはミスリードのおそれがある。
- ・ 知財報告書の作成支援が必要。
  
- ・ 知財関連の税についてのルールがないことは問題。
- ・ 知財の流通・活用を促進するため、知財権を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、買い取り費用の一定割合を税額控除又は特別償却を要望。
- ・ 税制上の優遇措置（譲渡益課税減免、買取資産の特別償却）を要望。